

平成 27 年 5 月 22 日

平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

宮崎地方裁判所延岡支部

控 訴 状

福岡高等裁判所宮崎支部 民事部 御中

控訴人 岩崎 信

住所 宮崎県延岡市北川町長井 4940

電話 050-5891-5084

Fax 020-4668-3048

送達場所 Fax 送達又は裁判所内交付送達

被告 延岡市 代表者市長 首藤正治

住所 延岡市東本小路 2 番地 1

電話 0982-34-2111

訴訟物の価格 金 1000,000 円

上記事件につき、宮崎地方裁判所延岡支部による判決は不正であるから控訴する。

(原判決の表示)

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金 100 万円とこれに対する、不法行為の日から支払完了まで年 5 分の割合の遅延損害金を支払わなければならない。
- 3 裁判費用は、第 1 審、第 2 審を通して、被控訴人が支払わなければならない。との趣旨の判決を求める。

自由権条約 (International Covenant on Civil and Political Rights, 1979) 第 14 条、憲法第 32 条、第 76 条により、独立判事による公正な裁判を求める。

控訴の理由

1. 迫って提出する。

以上